

京都府公立大学法人理事会規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人定款（以下「定款」という。）第14条に規定する理事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集等)

第 2 条 理事会は、定款第15条の規定により、理事長が招集する。

2 理事会の議案は、招集の際に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長の職務代理)

第 3 条 議長があらかじめ指名する副理事長は、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(構成員以外の出席)

第 4 条 理事長が必要と認めるときは、構成員以外の者を理事会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

2 定款第16条第 5 項の規定により理事会に出席した監事は、議決に加わる権利は有しない。

(議事録の作成)

第 5 条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第 6 条 理事会の庶務は、総務室において処理する。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃については、理事会の議を経なければならない。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。